

平成 29 年 9 月 28 日

第 10 回 定 総 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第10回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成29年9月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 3	農地法第3条許可申請について
4	5 4	農地法第4条許可申請について
5	5 5	農地法第5条許可申請について
6	5 6	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月28日	午前9時～	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 嗣	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 10 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

8 番天達委員、9 番中原委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 52 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 37 号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 38 号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 39 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 40 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が 6 筆で 5, 390 m²です。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての、整理番号 37 号から 40 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

次に日程第 3 号、農地法第 3 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号19号

整理番号19号の申請地は、〇〇町〇〇番〇〇，畑，961㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，66歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，会社員兼農業，66歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号19号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号19号の申請地については4・5ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇公民館から南東側450mの〇〇畑かん地区内に位置しております。

整理番号19号においては，いずれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号20号

整理番号20号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，1,818㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，52歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，66歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号20号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号20号の申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇公民館から南西側約100mに位置しております。

整理番号20号においては，いずれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査結果について，調査員の報告をお願いします。

整理番号19号を，天達委員をお願いします。

8番（天達委員）整理番号19号について報告いたします。

9月の10日に，譲受人であります〇〇〇〇さんの立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落で甘しょおよび深ねぎを中心に栽培する農業者であります。位置関係につきましては，先ほど事務局の説明のとおりです。

申請地周辺につきましては，北側および東側は畑，西側および南側は道です。現在甘しょ畑となっております。

周辺農地も同様の営農であり，本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられ，問題のない申

請ではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 続きまして整理番号 20 号を、篠原委員お願いします。

11 番（篠原委員）整理番号 20 号について報告いたします。

9 月の 13 日に譲受人の第三者を立てまして〇〇〇〇さんの立会いのもと、現地確認を行いました。

そして 14 日の朝、譲渡人の〇〇〇〇さん〇〇〇〇さんに確認に行きました。

譲受人は〇〇〇〇の茶農家であり、位置関係は事務局のとおりです。

申請地周辺は、北側および東側は茶園、南側は茶園及び道、西側は道路です。

現在茶畑になっております。

周辺農地も同様の営農であり、本件権利取得により周辺の農地農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 すいません、訂正を。譲受人の。

11 番（篠原委員）譲受人は〇〇〇〇さんです。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号、農地法第 3 条許可申請の、整理番号 19 号及び 20 号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 4 号、農地法第 4 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件です。

整理番号 4 号

整理番号 4 号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇、畑、500 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、鹿児島島の借家住まいであり、実家である枕崎に家を新築して移転したいため。」とのことです。

申請地は、10・11 ページに掲載してあります。

〇〇駅より東側に 420m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は JR〇〇〇〇駅より約 420mに位置するため、500m以内農地で、第 2 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 500 m²で問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、一筆の土地を分筆し、一般住宅として、転用するものでありますが、造成は、居宅の土台部分に 1m程度の盛土をしますが、北側及び西側境界に擁壁、南側農地境界には、60 cmのブロック積みを施します。

建物は高さ 4.8mの平屋であり、農地境界より 1.3m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 5 号

整理番号 5 号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇，畑，94 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は通路兼車置場です。

申請事由は、「畑に入るための通路及び農作業時の車置場を確保するため。」とのことです。

申請地は、10・11 ページに掲載してあります。

4 条申請・整理番号 4 号の北側に隣接します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は JR〇〇〇〇駅より約 420mに位置するため、500m以内農地で、第 2 種農地と判断します。

転用目的は通路兼車置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 96 m²で問題ないものと思われます。

通路兼車置場への転用にあたり、一筆の土地を分筆し、転用するものでありますが、現況のまま整地・砂利敷し、北側及び南側境界には、ブロック積みを施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 4 号及び 5 号を、水野委員をお願いします。

6 番（水野委員）9 月 19 日は議受人の代理である〇〇行政書士の立会いのもと整理番号 4 号、5 号について鮫島農業委員、俵積田推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

まず、整理番号 4 号について説明いたします。

4 号の申請地は説明にありますとおり、〇〇町に位置する小集団の農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は同時申請の転用予定地、南および西側は畑，東側は道です。

境界の北および西側には擁壁，南側にはブロック積みをし，周辺へ土砂雨水が

流出するのを防止するとのことです。

生活排水は浄化槽で処理して、東側の側溝へ流します。

雨水については自然流下および東側側溝へ放流し、処理する計画です。

なお、分筆後の西側農地は甘しょ畑として利用するとのことです。

周囲から控えて建築し、日照通風など支障を及ぼす恐れはないものと思われ
ます。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま
す。

続いて、整理番号5号について報告いたします。

5号の申請地は、整理番号4号に隣接し、〇〇町に位置する小集団の農地です。

転用目的は通路兼車置場です。

申請地の北および西は畑、南側は同時申請の予定地、東側は道です。

現状のまま砂利敷きし、境界には北側および南側にブロック積みを施し、周辺
へ土砂雨水の流出を防止します。

雨水については自然流下および東側側溝に流す予定です。

なお、北側農地から雨水の流入についても、雨水枡を設けるなどして被害がお
よばないように対策を指導したところであります。

建築物もなく、隣接農地への日照通風など支障を及ぼす恐れはないと思われ
ます。

以上のことから、やむを得ない申請ではないかと思われま
す。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第4条許可申請の、整理番号4号及び5号については、事
務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、申請のとおり承認することに決定いたしま
した。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が5件、
使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号23号

整理番号23号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇、畑、306㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、公務員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、公務員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は 15 ページに掲載してあります。

〇〇公民館から南西側約 90mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 306 m²で問題ないものと思われます。

申請地の北側及び東側は分筆された畑、西側は雑種地、南側は道です。

一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみです。

北側及び東側農地境界には、ブロック積みを施します。

建物は高さ 6.2mの平屋であり、農地境界より 1m程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 24 号

整理番号 24 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、449 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、公務員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家が手狭なため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は 15 ページに掲載してあります。

〇〇公民館から南東側約 190mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 499 m²で問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、20 cmの盛土をおこないますが、土地境界には、60 cmのブロック積みを施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さ 5.1mの平屋であり、境界より 2m程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 25 号

整理番号 25 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、356 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、船員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は 18 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から北東側約 120mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は水道, 下水道又はガス管のうち二種類以上が埋設されている幅員 4m以上の道路沿道の区域にあり, 500m以内に二つ以上の学校, 病院が存在する場所に位置することから, 都市的環境整備農地に該当し, 第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅・車庫で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 356 m²で問題ないものと思われます。

一般住宅・車庫転用にあたり, 造成は, 現状のままで, 整地のみです。

農地境界には, 1mのブロック積み及びフェンスを施します。

建物は高さ 3.7mの平屋であり, 農地境界より 1.5m程度控えて建築します。

雨水については, 自然流下及び東側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も東側の下水道管へ排水する計画です。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

整理番号 26 号

整理番号 26 号の申請地は〇〇町〇〇番, 畑, 245 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 借家住まいのため, 自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は, 20 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇敷地より東側約 80mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため, 第 1 種農地と判断されますが, 申請地周辺には住宅が点在しており, 申請地の 55m以内に既存住宅が 9 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は, 一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 245 m²で問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり, 北側及び東側に 2mの擁壁及び西側に既存のブロックに, 積み増しを施します。

建物は高さは 3.8mの平屋であり, 北側農地境界より 3.0m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

整理番号 27 号

整理番号 27 号の申請地は〇〇町〇〇番, 畑, 438 m²・〇〇町〇〇番, 田, 294 m²合計 732 m²です。

借人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

貸人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の夫です。

転用目的は共同住宅・駐車場です。

計画内容は申請地〇〇町〇〇番に 6 世帯の 2 階建て共同住宅 1 棟の建築と 6 台分の駐車場, 〇〇町〇〇番は 8 台分の駐車場区画となる予定です。

申請事由は,「将来, 安定した生活収入を得るため, 申請地を夫から借受けて, 共同住宅・駐車場を建設するため。」とのことです。

申請地は 22 ページに掲載してあります。

申請地〇〇町〇〇は, 〇〇〇〇から南側約 150m に位置し, 〇〇町〇〇は, そこから道路向かい北側 20m に位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅・駐車場で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 732 m²で問題ないものと思われます。

駐車場への転用にあたり造成は現況のまま, 整地のみでアスファルト舗装をおこない, 周囲に 60 cm のブロック積みを施します。

共同住宅への転用については, 造成は建物部分に 30 cm の盛土をおこない, 駐車部分には整地のみで, アスファルト舗装をおこない, 周囲には 60 cm のブロック積みを施します。

また, 車の出入り口予定地に縁石がありましたので, 建設課と協議するよう申し伝えたところです。

建物の高さは約 7.5m ですが, 農地境界からは 1m 程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

整理番号 28 号

整理番号 28 号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇, 畑, 495 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は,「現在, 借家住まいのため, 父の所有する土地を譲受け, 申請地に自分の家を建てるため。」とのことです。

申請地は, 24 ページに掲載してあります。

山崎研修館より西側約 220m に位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため, 第 1 種農地と判断されますが,

申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が5戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は495㎡で問題ないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を2筆に分筆し、申請地を一般住宅として、譲渡されるものでありますが、農地境界にはブロック積みを施しま

す。建物は高さは3.8mの平屋であり、北側農地境界より2m以上控えて建築しま

す。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号23号から26号を、鮫島委員をお願いします。

5番（鮫島委員）9月19日に水野農業委員、桑原推進委員、有村推進委員、篠原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず、整理番号23号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

23号の申請地は事務局の説明のとおり〇〇町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側と東側は畑、西側は雑種地になっています。南側は市道になります。

一般住宅への転用にあたり、北側および東側の境界にはブロック積みを設置し、周辺土地への土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、雨水枡より南側市道側溝へ放流する計画です。

生活排水については南側市道の下水道に排出する計画です。

建物は、周囲の境界より控えて建築するため、日照通風など支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。適切な防除計画も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。次に、整理番号24号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇さんです。

24号の申請地は、事務局の説明のとおり〇〇町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地は、西側は市道、そのほか周囲は宅地であり、隣接する農地はありません。

一般住宅の転用にあたり、土地境界は既存のブロックで囲まれています。さらにブロック積みを設置するなどして周囲へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、溜め枡より西側市道の側溝へ放流する計画です。
生活排水についても、西側市道の下水道へ排出する計画です。
建物は周囲の境界より控えて建築するため、日照通風等支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。
適切な防除計画も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。
次に、整理番号 25 号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇さんです。
25 号の申請地は、事務局の説明のとおり、〇〇町に位置する農地です。
転用目的は一般住宅・車庫です。

申請地の東側は市道、そのほか周囲は農地で、境界ブロックを既に設置してあ

ります。
一般住宅への転用にあたり、農地境界についてはブロック積みおよびフェンス

をあらたに設置し、土砂雨水の流出を防止する計画です。
なお、西側に隣接する畑については、申請地との境界ブロックとの間に側溝が

敷設されていますが、境界ブロックの一部が破損し申請地から流出した土砂が堆

積していましたので、復旧した方がいいのではと指導しました。
雨水については東側市道の側溝へ溜め枡により放流、また生活排水については

東側市道の下水道へ排出する計画です。
建物は周囲の境界より控えて建築するため、日照通風等支障を及ぼす恐れはな

いと思われま

す。
適切な防除計画が示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。
次に、整理番号 26 号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんです。
26 号の申請地は、事務局の説明のとおり〇〇町に位置する集団的な農地です。
転用目的は一般住宅です。

申請地の南側は道路、そのほかは農地です。
一般住宅への転用にあたり、北側東側は 2m ほど高さが高くなっていることから、

擁壁を設置し、西側は既存のブロックを積み増しして周囲への土砂雨水の流出を

防止する計画です。
雨水については、溜め枡より南側側溝へ放流、また生活排水については、合併

浄化槽で処理後、南側市道側溝へ排出する計画です。
建物は周囲の境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはないと思

われま

す。
適切な防除計画も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。
以上です。

議長 次に、整理番号 27 号及び 28 号を、水野委員お願いします。

6 番（水野委員）調査日、調査委員は鮫島委員の説明のとおりです。

整理番号 27 号について報告いたします。

立会人は報告者代理の〇〇さんです。

27号の申請地は説明にありましたとおり〇〇町および〇〇町に位置する農地です。転用目的は、共同住宅と駐車場です。

申請地、〇〇町〇〇番は、北側は宅地、西側は原野、南側は遊休農地、東側は道であり、申請地は現在荒廃した畑となっております。

共同住宅の境界には、北、西、南に三面ブロックをし、土砂雨水が流出しないように措置します。

建物は二階建てですが、農地境界から控えて建築するため、周辺の農地の日照通風など支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。雨水については、雨水枡を設置し道路東側側溝に流し、生活排水は、東側の下水道管へ排水する予定です。

申請地の〇〇町〇〇番は、北および南側は遊休農地、東側は畑と宅地、西は市道です。

現在は荒廃した田です。

周囲はブロック積みをし、アスファルト舗装をし、土砂雨水が流出しないように措置します。

雨水は西側から側溝へ流します。

工作物を設置しないため、周辺農地、日照通風など支障を及ぼす恐れはないものと思われま

す。適切な防除計画書および事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続いて整理番号28号について報告いたします。

立会人は譲受人の父である〇〇〇〇さんです。

28号申請地は、説明にありましたように、〇〇町に位置する集団的な農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の西側は道、そのほか周辺は農地です。

一筆の土地を二筆に分筆しますが、農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

なお、分筆し農地として残る部分は甘しょ畑として利用することです。

建物は、北側農地境界より控えて建築し、日照通風など支障を及ぼす恐れはないものと思われま

す。雨水については、溜め枡より西側側溝へ排水する予定です。

適切な防除計画書および事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号23号から28号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は25・26ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号77号から83号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外6名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外7名で、設定面積は、畑が7筆の6,767㎡、樹園地が76筆の136,739㎡、計83筆143,506㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号77号から83号については、原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第56号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、10月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時40分閉会